

介護職種の技能実習指導員講習 開催要綱

(厚生労働省委託事業)

厚生労働省から受託した「平成 29 年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」は本年 11 月に技能実習制度に介護職種が追加されることを見据え、介護職種の技能実習生の技能の修得等が円滑に図られるよう、適切な実習体制を確保することを目的としています。

本事業の一環として、介護現場で技能実習生の指導に当たることになる技能実習指導員の方等に対し、技能実習生の指導に必要な知識・技術を修得いただくことを目的に、介護職種の技能実習指導員講習を開催いたします。

1. 主 催 公益社団法人日本介護福祉士会
2. 日 時 平成 29 年 12 月 26 日 (火)
8:30 受付 9:00~18:00 (受講証明交付まで含)
3. 会 場 熊本市流通情報会館 第一研修室
〒862-0967 熊本市南区流通団地 1 丁目 2 4

4. 研修内容 (予定)

時間	科目名	時間数	目標及び主な内容
9:00 ~ 11:40	技能実習指導員の役割 (10分休憩含)	2.5	○技能実習指導員が求められる役割を担うために技能実習制度について理解する ・技能移転の意義 ・技能実習生の権利擁護 等 ○労働基準法及び関係労働法令について理解する。
12:40 ~ 13:25	移転すべき技能の理論と指導方法	1.5	○技能実習の対象とされる「介護」について理解する ・必須業務、関連業務、周辺業務について 等 ○移転すべき技能と指導のポイントを理解する
13:25 ~ 14:10	技能実習指導の方法と展開		○技能実習計画の作成と指導方法を理解する ・技能実習計画と実習プログラムの作成 等
14:20 ~ 16:45	技能実習指導における課題への対応 (10分休憩含)	2.25	○技能実習生受入の留意点 ・技能実習生との向き合い方 ・コミュニケーションの取り方の留意点 ・生活習慣や文化の理解 ・日本語学習支援について 等
16:45 ~ 17:30	理解度テスト	0.75	・理解度テストの実施及び解説
	合計	7.0	

5. 参加対象

以下のいずれかに該当する者。(技能実習指導員の説明は別紙参照)

- ① 技能実習生の介護職種の技能実習を行わせている者又は、行わせようとしている者により、技能実習指導員に選任されている者(選任予定の者も含む)
- ② その他、講習会の受講により、一定の水準の知識を習得し、理解を深めることを目的とする者
 - ・定員を超えた場合、受講できない場合があります。
 - ・技能実習指導員(選任予定の者を含む)の受講を優先させていただきます。

6. 定 員 40名程度

7. 申込方法 別紙申込書によりメール、FAXまたは郵送で、熊本県介護福祉士会へお申込ください。

8. 締 切 日 平成29年12月 8日(金)(厳守)

9. 募集期間 平成29年10月23日(月)～11月17日(金)

10. 参加費 無料(参加するための旅費交通費はご負担いただきます。)

11. 決定通知 メールにてお知らせいたします。返信が確実にできるメールアドレスを申込書にご記入ください。

12. **留意事項**
- ・当日は、印鑑及び本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的証明書)をお持ちください。(マイナンバーカードは不可)
 - ・顔写真付き公的証明書がない方は、顔写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書2点をお持ちください。
 - ・本人確認ができる書類がない場合、**受講いただけません**
 - ・受講者には受講証明書を交付します。
 - ・日本介護福祉士会の会員の方には生涯研修ポイントが付与されます。(4.5pt)

13. 問い合わせ先 熊本県介護福祉士会 事務局(担当:上妻 衛藤 中村)
〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目41-5
千代田レジデンス県庁東504
TEL 096-384-7125 FAX 096-297-8115
E-mail info@kumamoto-kaigo.jp

別紙

「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領－介護職種の基準について－」抜粋

第2 技能実習を行わせる体制に関するもの

(1) 技能実習指導員に関するもの

【関係規定】

規則第12条

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする**技能等について五年以上の経験**を有し、かつ、次のいずれ（イロハ）にも該当しない者の中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当する者

ロ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

告示第2条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技能実習指導員（規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。）のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。
- 二 技能実習生五名につき一名以上の技能実習指導員を選任していること。

解釈通知

第一

二 技能実習を行わせる体制について（告示第2条）

1 技能実習指導員について（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者

○ 技能実習指導員は、介護等の技能等について5年以上の経験を有する者の中から、技能実習生5名につき1名以上選任している必要があります。また、そのうち1名以上は**介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められる者**である必要があります。

※「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領」全文は、以下のURLを参照下さい。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>